令和6年度第25回九州地方整備局幹部と建専連・地区建専連幹部等との

## 意見交換会

日時:令和6年9月25日(水)16:00~18:00

場所:八仙閣 3階大ホール「天・香の間」

## 【共通テーマ①】

### 【議題】

「労務費の基準」の担保等について

#### 【趣旨】

建設業は、仕事量の繁閑により請負価格が乱高下するような安値による受発注が商慣習となって繰り返されており、このことが技能者の固定給を引き上げられない要因となってきました。このような現状を持続可能な建設業に向けた環境整備検討会の提言に基づき、中央建設業審議会(中建審)で議論していただき、労務費等の確保と行き渡りのため、中建審が労務費の基準を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止(違反受発注者には国土交通大臣等が勧告)するといった内容の建設業法等の改正がなされる方向となりました。

そこで、以下についてお願いするものです。

- ①今回の制度を実効性あるものにするために、民間工事においても労務費の基準がしっかり担保されるよう、強固なチェック体制を整備していただきたい。
- ②立入調査などの際に建設業者等の関係者に対し、低価格競争から質の競争へとマインドを変えていただくよう、御指導いただきたい。
- ③上記①及び②の取組は、地方自治体や民間発注者の理解が大変重要であり、ひいては我が国の経済再生にも関係してくることから、国のリーダーシップでぜひとも御指導いただきたい。

建専連としても、まずは全産業平均並みの処遇改善を目指し、将来的には欧米並みの賃金 を目指して尽力していく所存です。

## 【建設産業専門団体九州地区連合会 要望】

さきの通常国会で労務費等の確保と行き渡りのため、中央建設業審議会が労務費の基準

を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止するといった内容の建設業法等の改正がされました。これは私たち専門工事業者にとっては長年待ち望んでいた改正でございます。

そこで、以下3点について御依頼をするものです。

まず1点目です。今回の制度を実効性あるものにするために、民間工事においても労務 費の基準がしっかり担保されるよう、強固なチェック体制を整備していただきたい。

2つ目です。立入調査などの際に建設業者等の関係者に対し、低価格競争から質の競争 へとマインドを変えていただくよう、御指導していただきたい。

3つ目でございます。上記1、2の取組につきましては、地方自治体や民間発注者の理解が大変重要です。国のリーダーシップでぜひとも御指導を強化していただきたいという3点でございます。この要望課題につきまして、まずは国土交通省九州地方整備局からコメントを頂戴したいと思います。

# 【九州地方整備局建政部建設産業調整官 回答】

建設業法の改正、皆さんもよく御存じかと思います。3本の柱によって成っております。 1つは労働者の処遇改善、もう1つは資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止、それから 働き方改革と生産性向上でございまして、今お話に出ているのは標準労務費の監督から行 き渡りの担保をしっかりとやっていただきたいというところかと思います。

この標準労務費につきましては、ワーキンググループの中で議論が9月 10 日に始まったところでございます。この標準労務費を、最後労務者、技術者の方にもしっかり行き渡るようにということ、経費とか材料費の調整弁とならないようにということでしっかり見ていくという内容になってございます。

そのためにも行き渡りをしっかり見ていかないといけないというところですけれども、 1つは、まずこれは受発注者ともにお願いしたいことですけれども、著しく低い労務費等 による見積りとか見積り依頼を禁止されているところが肝になっております。これを守ら れていない場合は、違反発注者に国交大臣が勧告・公表、違反の建設業者には指導監督し ていくということになってございます。

そのためにというところで、建設Gメン、この建設Gメンがチェック機能を果たしてい こうというところで、これは来年末に標準労務費の勧告を予定されているのですけれども、 これを待たずに今年度組織体制を強化してございます。全国で昨年度 72 名だったところ を 135 名に増やして、本年度書面調査を拡充するとともに駆け込みホットライン等も活用しながら、これは民間工事も含めて契約が適切に行われているかについて、そこの表にございます緑の部分、適正な請負代金、労務費の確保、適切な価格転嫁、適切な工期の設定、適正な下請代金の支払いといったものについてしっかりと見ていこうというところでございます。

今年度九州地方整備局におきましても、実は既に、これは鉄筋の宮村会長、型枠の池之上支部長を初めとしまして九州建専連の皆様に非常に御理解、御協力をいただいておりまして、書面調査を含めて現地の調査にも今月から入っているところでございます。御協力感謝いたします。ありがとうございます。この場を借りて感謝申し上げます。

この建設Gメンにつきましては、来年度も組織を拡充していこうということで、これは 先日の新聞にも載っていたかと思いますけれども、予算要求等を行っているところでございます。その上で、建設Gメンが入っていった中で、建設業法違反につながるようなものがあれば、これは当然改善指導を行うとともに、悪質なものについては最終的に監督処分にまでつなげていくということでやっていきたいと考えております。また、併せて建設Gメンの活動に当たっては、公取とか厚生労働省とも連携しながらより効果のあるものにしていきたいということでございます。さらに、民間も含む発注者、元請・下請に対して、こういった新ルール、きっちりこういうルールを守りなさいということについて周知徹底していくこともGメンの重要な役割であると認識しております。これにつきましても周知に努めてまいりたいと思います。

今の話は出口の話、しっかりと見ていきましょうという話ですけれども、併せてこの標準労務費の実効性を担保するためには、しっかりと入り口の部分、例えば見積りを受注者さんから出していただく場合の見積書、あと契約書のひな形、こういったものを作成とか普及についてもしっかり取り組んでいかないといけないということで、これは先日のワーキンググループの中でも御議論いただいているかと思います。こういったことをルール化することによって商習慣をしっかり変えていく、これが非常に重要だと考えておりますので、これにも寄与したいと考えてございます。一応①の部分でございます。

続きまして②の部分、ダンピング受注というのはやはり工事の品質低下、下請業者への しわ寄せ、賃金など労働条件の悪化、安全対策の不徹底といったことにつながりやすいと。 ひいては建設業の若手入職者の減少の原因になるということでございます。なので、これ を厳格に防止することはやはり必要であるとは認識してございます。繰り返しになります けれども、業法の改正によって受発注者双方に著しく低い労務費等による見積りとか見積 り依頼を禁止するという規定が設けられたところでございまして、これがしっかりと機能 しているような形にしないといけないと考えてございます。

九州地方整備局においては、今度 10 月から建設業取引適正化推進期間が始まります。 この後開催する予定になってございます説明会、立入検査、先ほど申し上げた建設Gメン の実地調査、こういったいろいろな機会を通じて低価格競争から質の競争へとマインドを 変えていっていただきたいということで話をしていきたいと思っております。

次に、③自治体と発注者への働きかけでございます。まず地方公共団体に対しましては、 九州ブロックの国とか地方公共団体、特殊法人等の発注機関で構成されております九州ブロック発注者協議会幹事会がございます。この中でもしっかりと地方公共団体に対しては 周知していくと。

それから、九州・沖縄ブロック土木部長等会議、この中でも法改正の内容等について周知を図っていく。併せて、やはり自治体は首長さんの認識もしっかり変えていただかないといけないというところで、建政部長が自治体の市町村長会等に出向きまして、これはまた後ほど資料を御説明いたしますけれども、その中でそういった話をさせていただいているということでございます。

あとは、併せて民間発注者に対しては、昨年度から商工会議所の方、商工会議所は当然 民間発注者となり得る団体に対して個別に説明、これも建政部長が各商工会議所に出向い て説明を行っているところでございます。また、建設Gメンによる調査についても、先ほ ども申し上げましたとおり民間発注者もそこは対象になりますので、特に民間発注者の方 の意識を変えていただかないとなかなか厳しいところがございます。建設業法の改正につ いてもよく御存じないところがございますので、その辺りについてしっかりと周知徹底し ていくことを今からの方針としておりますので、よろしくお願いいたします。

#### 【建設産業専門団体九州地区連合会 質問】

ぜひ建設Gメンとして御尽力賜りたいと思います。

私のほうから1点だけ補足質問させていただいて、あと本日参加している会員各位から 質問させていただきます。公共事業については、これは当然国民の税金ですから、徹底的 に上流から下流まで標準労務費等々が確実に流れていることを徹底して調査していただき たいと思っていますが、民間工事においても調査されるということで、大変心強いと感じ ています。ただ、ここ九州地方には約8万弱ですか、建設業許可を持っている建設会社がいるわけですが、建設Gメンの規模というのはどの程度か、果たして足りるのかどうか、それは国交省の職員だけなのか、あるいは各都道府県の職員の協力を得てされるのかというところがちょっと心配なので、まずそこのところの御回答を頂戴できますでしょうか。

### 【九州地方整備局建政部建設産業調整官 回答】

実際今の人数ではこれだけの全ての業者さん、発注者さんを見ていくのは非常に厳しいところがあると考えております。ただ、1つは駆け込みホットラインとか通報によって、それを端緒に入っていければということで考えておりますので、そういった情報を得ながら今のところはできる範囲で頑張っていくと。ただ、来年度につきましては、先ほど申し上げたように、要員等につきましても、先日新聞にも補助員の配置の要求等も書いてあったかと思います。そういったことも含めて、やはりこれは国を挙げてしっかりと見ていかないといけないということでございますので、頑張っていくというところでございます。今のところは、地方公共団体につきましては、建設Gメンという話ではございませんけれども、各建設業の許可部局として各県ございますので、その辺とは当然協力しながらやっていくということで考えております。

## 【九州鉄筋工事業団体連合会 要望】

整備局さんの御指導のおかげで大分我々業界の流れは変わってきました。ただ、実際私は鉄筋組合の九州のいろいろな話を聞きます。実際のところ、建設業許可も持たずに仕事しておる現場が山ほどあります。なかなか今までタブーで、実際このような話をしてきたかどうか分かりませんけれども、この辺を取り締まってほしい。やはりピンハネのシステムなのです。今のところ我々業界、鉄筋にしろ型枠にしろ一次がおって、二次に業界でピンハネをやって、ピンハネになると経費というか自分の利益を抜いてやります。そのために、二次にはどうしても経費は安くしていただかなければいけないので、社会保険も入っておらんところ、それ以上に、下手をしたら県知事登録も持たずに、二、三人集まっておる若い人間を使う状況が多々見られます。

我々そういうピンハネ業で成り立つ自体が私はおかしいと思っているので、その辺を建設Gメンで、ちゃんと法律を守れば、ピンハネといいますか二次になっても三次になっても私はいいと思います。ある程度ちゃんと職人さんに労務の費用をちゃんとやれれば、あ

る程度の値段はされると思うのですけれども、実際働いておる人間は日給月給のたかが1万2,000円ぐらいで、社会保険も入っておらん、親方は県知事登録も持たんで、親方だけ1人だけいい生活をして、職人は結局 65、70 になったら生活保護をもらうような状況が今まで我々職人の――言い方はおかしいですけれども、末路。

これがある以上、私もこの建設業でなかったら、子供を建設業にやろうとは思いません、 今のシステムでは。親が子供に胸を張って鉄筋とか型枠とか労務職人をやろうとするため には、やはり流れが、ちゃんとした企業として、65歳定年になったら年金をいただける生 活ができるようにしてもらいたい、国交省さんには御指導していただかないと、我々民間 はやはりお国の指導をもらわないとどうもならないと思っていますので、ぜひその辺を力 を入れていただいて、我々職人が将来安心して最後引退できるような企業にしていただき たいと思っております。

### 【福岡県鉄筋事業協同組合 要望】

我々の業界というのは真面目にやっているところが大変な思いをしております。法律を 守れば守るほど企業の運営が成り立たなくなっているという状況でございます。ぜひとも 早くいろいろなことを取り締まっていただきたい。まずは法律を守る業界にしていただき たい。そのためには建設Gメンさんにどんどん動いてもらって、我々のこれからの業界の 発展につなげていただきたいと思います。

#### 【九州地方整備局建政部建設産業調整官 回答】

今おっしゃっていただいたように、やはり法律を守っていないところがもうかるような世界では駄目ですので、当然法律を守っているところが倒産したり潰れていくような世の中では駄目と思っております。先ほどからも申し上げていますとおり、その辺はしっかり、今回法令も改正されましたし、それこそ標準労務費、これは非常にキーになるところでございますので、こういったものの行き渡り、その他の工期設定にしても低入札価格にしても、その辺のところをしっかりと建設Gメンで見ていきたいと思っておりますので、御協力方よろしくお願いいたします。

## 【(一社)建設産業専門団体連合会 意見】

標準労務費についてですけれども、これ1年ぐらいかかりますので、適正な価格、19条

の3の不当に低いの基準がなかなか1年間これから出ないという非常にジレンマがあるなと思うのですけれども、非常に明快な、全国回っていて一番すばらしい回答をしていただいたというぐらい踏み込んで考えていただいているなと感じたのですけれども、それまでの、これはもう建専連サイドでの周知という意味も含めてですけれども、それまでの価格交渉の武器として1つ、先ほどあらゆる関係省庁と連携して法律を総動員という話をさせていただきましたけれども、そのうちの1つが、公取から3月13日に「適正な価格転嫁の実現に向けた取組」が出されております。Q&Aが出ているのですが、これはホームページで見ていただいたら皆さんダウンロードできます。今まででは考えられない画期的なところまで踏み込んでいるなと。ちょっと御紹介したいと思います。

協議を経ない取引価格の据置きなどについてということですが、Q&Aで、こういう場合は優越的地位の濫用になるというケースが書いてございます。「労務費、原材料価格、エネルギーコストなどのコストが上昇したために、取引相手方が取引価格を引き上げたにもかかわらず、価格転嫁しない理由を書面、電子メールなどで取引相手に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと」と。しっかりとした根拠を持って、最近エネルギーコストがこう上がりました、労務費についてもこのように政府から5%の賃上げの要求があったので、賃上げを5%していますと。なので、これをちゃんと根拠を示して現場に持っていけば、向こうはメールなり書面で回答しないと優越的地位になるというわけです。

これは欧米では当たり前のようですが、日本では考えられない。そこまで公取は踏み込んで価格転嫁をするとか、下請法においては建設業法があるのでなかなか踏み込めないと。たまたま長官になられた方が知り合いだったので、この間その相談に行きましたら、業法があるのでなかなかあれですと。ただし、ちょっと法改正をして、もう一歩踏み込みますと。もう一歩踏み込んで価格を上げて賃金を上げていくという方向のアップスパイラルのマインドに変えていくような法改正をしますと。

それは今でもそうですけれども、1つの元請さんに対して 10 件こういうことがあるのですというような、駆け込みホットラインのことが出ましたけれども、そのような形で中企庁に連絡が来れば、建設業においても建設現場においても、建設は建設Gメン、中企庁は下請Gメンが入ります。これは国交省と連携してやりますということをおっしゃっておられたので、本当に、今日さっき挨拶でも言いましたけれども、我々自身が言っても駄目なのは、何かグロスでこれだけかかっていますとか言うのではなくて、きちっとお客さんにこれだけのものがこうかかっていっていますと。この時点で見積りした段階ではこの単

価だったけれども、今はこうなっているのですと。ぜひともお願いしますという根拠をしっかり示して、その上で交渉することが一番大事だと思いますので、それでどうもこうも転んでもここの元請だけはどうもならんというときは、建設Gメンのほうにしっかりとお願いして調査の基準にしていただければと思います。公取のこれ、一度皆さんダウンロードして見ていただくと、非常に面白いことが書いてあります。その一環でコストコとか日産とかやられていますよね。同じように、その元請も公表されることになりますので、頑張って我々も交渉していきましょう。

## 【九州地方整備局建政部建設産業調整官 回答】

非常に心強いお言葉、ありがとうございます。先ほども申し上げたように、建設Gメンにつきましては、今まだ標準労務費が設定されておりませんけれども、その前段で適切な価格転嫁が行われているかどうか、先ほど少し公取の話も出ましたけれども、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」も公取から出ております。それに基づいて、しっかり取引がされているかどうかについても見ていくようにしておりますので、またこれに関してもホットラインの活用に関しても御協力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

### 【(一社) 日本型枠工事業協会九州支部 質問】

先ほど鉄筋組合の方からもありましたとおり、真面目にやっているところが報われない形になっているというところで、今Gメンのお話とかも出ましたけれども、もっと細かい話をすると、建設業許可の軽微な工事、この辺の取扱いをゲンゲンにやれば結構上がるという、これ意外に既に使われているところが実際にあります。私は型枠でございますが、これ実際に注文書にプラスみなし材料費が入っていますよと。それに税金、消費税を乗っけないと駄目なのですよという、多分我々業界及び上部のゼネコンの方々の認識がちょっと不足している。

この辺のところをゲンゲンとやれば、しっかりとした形で、まず許可ありきで我々は許可ありきですよという社会の流れをやはりつくっていくべきだと私は思っておりますので、さっきの鉄筋組合会長の御意見には非常に私も参考にできるというか、本当に今さらこんなことと思われているかもしれませんが、実はこういうところからしっかり現状把握を我々はしていって、そうすると不要・不適格業者がまさしく減っていくということになっ

ていくのではないかと思っておりますので、その辺のところもぜひしっかりと見ていただければなと思っております。

## 【建設産業専門団体九州地区連合会 意見】

本当にささいなことでございますけれども、ちょっとこの話をさせていただきたいのですが、長崎の型枠業者の方から私に相談があったのです。はつり代を物すごく引かれてしまったということで、何をベースにした引き方をしたか、そんなことを言わんで、支払いからそれだけ引いてあったということで私に相談があったのですね。そうしたら、今司会をやっている長濱さんがまだ現役時代で、そこへちょっと御相談に行ったと。それはあなたの言うほうが正しいよと。ですから、私が出ていってということよりも整備局へ相談に行ったらこういう話でしたよということを言ってくださいという話をいただき、そうしたら、実際に、はつり代としてはゼロではなかったのに引かれた分を全額返してくれたということで、またお礼の電話があったのですね。

ということで、やはり我々業界もそういう気持ちになっていけば、決して引かれるようなこともなくて、まともな工事をやってまともにしておるのだから、何でこんなことするのだろうなということを、しっかり働いているのに何でという気持ちになったので相談に来ましたということですね。

それも即今司会をやっている長濱さんに話したのですが、こうこうこういうことを言いなさいと。国交省の整備局に相談に行ったらこんな話でしたよということだけ言いなさいということを言われて、それを言ったら即 100%引いた分を返してくれたというのですね。そういうことで、よくないことをした人は、やはりそれは表に出るのは嫌だなと思うのですね。そういうことでその 100%返してくれたということができたのですね。

## 【(公社) 全解工連九州・沖縄ブロック 要望】

関連ではないのですけれども、お伝えしたいこととして、小さなことで大変恐縮ではあるのですけれども、例えば元請さんが現場に入りますと安全教育費を請負金額から引かれるわけでございますが、その費用がどこのゼネコンさんも物すごく積み上がっている、何千万とか持っているところもたくさんございます。それがなかなか還元されていないということと、現場に行きますと現場で職長会というのがつくられまして、安全のために職長会をつくって、職長会費を取るのだということで、またそこでさらに会費を徴収されると。

これは安全経費の二重取りではないかなとも思われるのですけれども、そういったもっと 是正をしていただきたいなと。安全協力会費については、それなりに収支報告なんかもご ざいますけれども、現場サイドで職長会費として例えば 5,000 円なり 1 万円なりを毎月取 られるのですけれども、それについてはほぼ会計報告するところはございませんので、そ の辺のところもしていただければなと思っております。

もう1つは、最近はキャリアアップシステム、この資料にもありましたようにいろいろな会社がいろいろな形でやっているので、登録するのがすごく大変だという問題、それから、安全書類についても全部の会社がみんなそれぞれビルディーだ、何とかシステムだ、物すごくいろいろあるものですから、我々専門工事業者は1つのゼネコンだけをやっているわけではなくて複数のゼネコンとお付き合いしているので、それぞれ何とかシステム、何とかシステムと幾つにも参加しなければいけない、そのために事務員さんの教育をしたり、また新たな登録があってみたりするわけですね。

そういったものの統一をしていただければ1回で済むのですけれども、どうしてもそれがその会社会社のシステムがありまして、そこに登録して、やれ登録料が幾らだの教育費が幾らだのという形になってしまっている現状がございますので、DXを進めれば会社が楽になるみたいなのを言っていますけれども、全然逆でございまして、負担が増えていることを御理解いただきたいなと思っております。

# 【九州地方整備局建政部建設産業調整官 回答】

申し訳ありません、私も初めて聞いた話でして、多分今のお話ですと、業界の慣習、慣行といいますか、そういったことであろうと。そもそも請負代金額の話とはまたちょっと別の話なのかなと、何となくそのような認識でおるのですけれども、やはり今回の業法の改正を踏まえて、そういった今まであるべき姿だったのが、いや、違うのだよと声を上げていただくのが大事なのかなと、個人的な意見になりますけれども、そういったことなのかなと思います。すみません、コメントになっておりませんけれども、よろしいでしょうか。

#### 【司会】

ありがとうございます。建設工事現場内の安全経費というか、いろいろなお金が動いているというような実態がございますので、この件につきましては、また詳細は事務局のほ

うから後日詳しく御案内して、それからということにしましょう。

## 【建設産業専門団体九州地区連合会 質問】

全解工連ですけれども、労務費の基準を確かめるとありますけれども、見積書の中に各 労務費の単価を入れる項目がございませんよね。皆さん平米単価、トン単価、我々は平米 単価でいけば立米単価、それが労務費が安いとか高いとか、多分分からないと思うのです が、国土交通省はどの辺でその基準を設けているのですか。

## 【九州地方整備局建政部建設産業調整官 回答】

今はまだ標準労務費の策定が途中段階でございます。当然標準労務費というのが策定されましたら、見積書にしっかりとうたっていた、例えば賃金が幾ら、材料費が幾らとしっかりとした見積書を出していただいて、契約もそういった形で取り交わしていただくというような形で、これは今からワーキンググループの中でも議論されるかと思うのですけれども、先ほど申し上げましたけれども、そういった入り口の部分がしっかりしていないと確認もできませんので、そこを今から決めていくというふうに考えてございます。

#### 【建設産業専門団体九州地区連合会 質問】

申し訳ありません。各自治体ですが、積み上げてきますよね。積み上げてくると、当然 労務費があって、それから歩掛りがあって、それに単価を掛けていくとそれが平米単価に なるわけですね。それが標準の単価なのです。それで平米単価が安過ぎると、例えば型枠 だったら、私は古い材料があるからこれでできますよと、できるわけですね。それはもう 分かっていることなのです。今は国土交通省さんが決めた労務費の単価で各県が、その自 治体の状況に合わせて、普通作業員、特殊作業員、オペレーター、ダンプの運転手、全部 単価が決まっているわけですね。それを積み上げて立米幾らになっているわけです。それ があるのにもかかわらず、なぜまだそれが分からないから今のことになっているのか。

## 【(一社)建設産業専門団体連合会 回答】

恐らく労務費と言うから混乱されると思うのですけれども、標準労務費はトン単価のことです。御社は圧送さんですか。であれば立米単価を国が示すということです。型枠も材料を別にした労務費の平米単価を国が示すと、こう理解をいただきたいと思います。多分

労務費というので設計労務単価と一緒ではないかということを言われていると思うのですけれども、それを基準にした営繕というところで、こういう建物の場合、鉄筋だとどれぐらい増えますかという歩掛りを調査します。型枠、鉄筋は5割増と。その上で設計労務単価をそれに掛けて、プラス41%の現場で必要な経費を掛けたもの、恐らくそれが基準になると思いますけれども、1年かけて協議ですけれども、とにかく出てくるのは鉄筋であればトン単価、型枠は材料を掛けた手間の平米単価、それにプラス、これから一般管理費を41%と別に協議をしていくことになります。労務費ということなので、設計労務単価とは別なのだという理解、請負単価のことと理解をしていただければと思います。圧送さんであれば立米単価が出てきます。

#### 【共通テーマ②】

#### 【議題】

市場の実態に即した工事価格の積算及び調査基準価格や最低制限価格の厳格な運用について

### 【趣旨】

予算決算及び会計令第80条第2項によれば、予定価格は「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」と規定されています。工事価格の積算については、物価資料(建設物価や積算資料等)を参考に適切に行われているかと思いますが、最近の資材価格や燃料費等の高騰は目まぐるしく、必ずしも実態が反映されたものとなっていないのが現状です。さらに労務費も上昇しており、現状の積算・請負代金では工事の円滑な施工も難しくなっていることから、公共工事はもちろんのこと民間工事においても適切な積算や対応(最新の取引価格の適切な反映等)をお願いするものであります。

また、国土交通省の指導により、公共工事における工事価格の歩切りは撤廃されましたが、ダンピング対策の一環としての調査基準価格や最低制限価格の設定は、これまで必ずしも工事の品質や労務費の確保に十分寄与してこなかったのではないかと思われますので、より一層、同価格の算定等については厳格に運用していただきたくお願いするものです。

# 【建設産業専門団体九州地区連合会 要望】

それでは、共通テーマ②につきまして、要望趣旨を簡単に説明させていただきます。

テーマは「市場の実態に即した工事価格の積算及び調査基準価格や最低制限価格の厳格な運用について」ということで、簡単に趣旨説明を申し上げますと、工事価格の積算につきましては、物価資料(建設物価や積算資料等)を参考に適切に行われているかと思いますが、最近の資材価格や燃料費等の高騰は目まぐるしく、必ずしも実態が反映されたものとなっていないのが現状となります。さらに働き方改革の推進によって労務費等も上昇していることから、公共工事は当然のこと民間工事においても適切な積算や対応(最新の取引価格の適切な反映等)をお願いしたいということでございます。

また、国交省の指導によって公共工事における工事価格の歩切りは撤廃されたと聞いていますけれども、ダンピング対策の1つとしての調査基準価格や最低制限価格の設定につきましては、これまで必ずしも工事の品質や労務費の確保に十分寄与してこなかったのではないかと思われます。より一層、同価格の算定等については厳格に運用していただきたくお願いしたいということでございます。

歴史的に見ますと、ちょっと補足説明をさせていただきますが、135年前、明治22年に会計法が制定されまして、昭和の時代になりまして昭和36年に低入札制定制度が導入されました。この制度導入に当たっては田中角栄さんが出されたと聞いていますけれども、平成になりまして平成17年には品確法が制定されまして、総合評価制度が導入されていったという歴史がこれまでございました。ただ、現在私どもがやっています建設工事に対する社会的な要請というのは、まず安全を担保する、高い品質を保つということでございます。請負業者が資金面で苦労することがないよう、ゆとりを持って十分に工事ができるよう、法令の範囲内で適切な施策の実施を願いたいということでございます。

例えば国土交通省の優秀な技術者の方々が 100 という金額で積算したものを 92 とか 93 とか 95 で契約するということは、これは国土交通省の技術者の方々のプライドを傷つけることにはつながらないかというように危惧します。また、予定価格と契約金額との差額というのは必ずどこかにしわ寄せが来ると考えます。このことは発注者による歩切りと言わざるを得ないのではなかろうかということでございます。この件につきまして整備局のコメントを頂戴したいと思います。

#### 【九州地方整備局企画部技術調整管理官 回答】

この②につきましては、先ほどの①と違いまして、今度は発注者が物事をどう考えてい

るかというようなお話かなと思ってございます。今2つのお話がございました。まず1つ目は、最初の適切な積算、それと変更、これをちゃんとやっていただきたいというようなお話でございました。当然これは公共工事だけでなく民間も含めてというところでございます。まさにおっしゃるように、特に先ほど具体的に、やはりいろいろな資材単価等は市場価格をちゃんと適正に反映していただきたいというところでございます。

こちらにつきましては、お手元の参考資料の3ページ以降に少し関連する資料の追加分がございます。3ページは資材の価格の推移というところでございます。これは私ども物価調査会、経済調査会等が市場調査をしまして、価格を設定させていただいているところでございますので、これをいかに適正にやるかというところでございます。適正であるということは、いかにちゃんと調べて、なるべく最新のものを使うことが非常に重要かなと思ってございます。今そういった実態調査を反映させていただいているところでございますが、一方、この3ページを見ていただきますと、やはり物によってはあるタイミングで急に上がるというものがございます。これがまさに、では、その上がったものについてはちゃんと適切に変更できるのかというところが問題だと思ってございます。

こちらにつきましては、お手元の資料、少し飛びますけれども、5ページ、6ページを見ていただきますと、今スライド条項を適切に活用して、単価等が上がればこのスライド条項を使って適正な変更をやるというのは非常に重要だと思ってございます。後ほどこの単価の変更以外にも、工事そのものの変更契約、単価以外にも現場の状況が違ったり、新規の材料あるいはその材料が手に入るのが遅れたというものの変更のお話につきましては、後ほど情報提供の中で少し的を絞ってお話をさせていただこうかと思ってございます。

一方、今私のほうからお話しさせていただいたのは公共事業のお話でございます。もう1 つの民間工事につきましては、先ほど建政部長のほうからテーマ①でお話しさせていただ きましたけれども、民間発注者の方々への適正な設計変更の周知といったものを適切に進 めていきたいと思っているところでございます。また、建設業法第20条に追加されました 受注者側から適正な材料費等記載見積書を注文者へ提出いただくことも非常に重要かなと 考えているところでございます。

2つ目で調査基準価格のお話がございました。まさにこの調査基準価格がどこになるかによって元請さんに適正な利益が残るのか、そうすると協力業者さんに適正な支払いがされるのかというところで非常にこれは重要なことだと思ってございます。こちら調査基準価格等につきましては、状況に応じてダンピング受注の防止等を図る観点から適正に見直

すということになってございます。

お手元の参考資料、次の最後の7ページでございます。これは皆様御承知のとおりと思います。令和4年4月1日以降、入札工事の公告につきましては、一部一般管理費等が諸経費実態調査とか、それ以外の企業として継続して経営に必要な経費、そういったものを加味して少し部分的に見直しをされているところでございます。引き続きこちらにつきましては諸経費動向調査等を通じて現場の状況を適切に反映していきたいと思っているところでございます。

また、少しこれは建政部の所掌のお話ではございますけれども、品確法や入契法の改正によりまして自治体の義務や国の勧告あるいは指導、援助というところが規定されたところでございますので、これに適切に取り組んでまいりたいと思っている次第でございます。

## 【(公社) 全国産業資源循環連合会九州地域協議会·建設廃棄物部会 要望】

既成概念を取り払うという観点で改革をすごくしていただいているのは本当にありがたいことですが、やはり今の概況でいきますと、この予定価格という表現がおかしくて、どう考えても積算価格ではないとこれはおかしいと。ここが圧倒的に会計法で予定という形で名前が載っているから、先ほど事務局長も言っていましたけれども、明治 22 年にできた法律ですよね。それの改革が進んでいないところが一番問題だと思うのです。

「公共工事における予定価格の上限拘束性」という文章があります。ですから、ここに縛られて、上限の拘束の中で国交省さんも総合評価という項目で、上でも入札できるよという形でシステムをつくっていただきましたが、今のこの御時世ですとやはりついていけないような状況になっているのだろうと思います。ですから、そこはもう一歩踏み込んで、会計法、地方自治法、その辺を局長様ほか幹部の皆様方がもう一歩踏み込んで変えていただかないと、この話はいたちごっこなのでずっと延々と続いていくと思います。先進諸外国の中で予定価格という表現でいまだにこんなことをやっているのは日本だけです。ほかはもう全部廃止しています。ですから、上限の拘束性というのは廃止していただきたいのですね。

ちょっとマニアックな話になりますが、OBの佐藤信秋先生もデフレの構造を変えるというふうに言っています。佐藤先生のお話は、「前年の労務費をベースとした積算価格が予定価格となり、入札による契約決定で労務費が圧迫され、翌年の積算に反映される」。先生が問題にしているのは、「積算価格がそのまま予定価格となり、契約金額の上限を拘束する」です。先ほど言いました会計法の中の上限拘束性というところを変えないとどうにもなら

ないと思います。ですから、もう少し踏み込んで、細かい改革は分かるのですが、抜本的に 改革していただきたい。それを私は常々思いますので、よろしくお願いいたします。

## 【九州地方整備局企画部技術調整管理官 回答】

今のお話、当然今のような上限拘束性の議論は今いろいろな方々がおっしゃっているという話も存じております。それと、私ども本来調査基準価格はダンピング防止のためだったのですけれども、ちょっと違う意味でそのラインがどちらかというと使われているのが今確かに実情かなというところも感じているところでございます。いずれにしましても、その上限拘束性という、いろいろな縛りがございますので、関係する方々のお力をお借りしながら、本来今の時代に合った適切なやり方というのはどうあるべきかを議論していくのは非常に重要かなと思ってございます。私どもそういったところをちゃんと注視していきたいと思っているところでございます。ここで明確な答えがなかなか言えないというところも少しお察しいただければと思ってございます。

#### 【建設産業専門団体九州地区連合会 質問】

たびたび申し訳ございません。建築のほうの営繕は、最低制限価格は92%となっており、 土木よりも高い数字になっております。土木が大体90.6 とか91 いくかいかないかのところで、非常にありがたいと思っておりますが、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の率がちょっと低うございます。その辺のところをもうちょっと上げていただければ、この問題に対してはかなりの改善が見られると思います。

あと、今出ましたのは、見積りを取って見積り単価でさせてくれという御意見だと思うのですが、これは土木・建築全く一緒でございまして、いろいろなパターンがありますので、標準歩掛りにのっとっても現場の状況によって全然合わないという状況が発生します。そういうところをまず国土交通省さんがやっていただけると各自治体もそれに追随いたしますので、非常に難しい工事、制限がある現場というところでぜひ見積りを取っていただいて、そこで積算をしていただくことが非常に大事かなと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

#### 【九州地方整備局企画部技術調整管理官 回答】

今少し建築のお話もございましたけれども、最終的には歩掛りで積算をするけれども、た

だ、物によっては現場に合わないこともあるから、適宜見積りを取って、より適切な価格に 設定していただきたいというような趣旨かなと思ってございます。これは後ほど少し情報 提供の中でも、営繕というわけではございませんけれども、土木も含めまして、やはり品確 法の中に適正な価格を設定する、例えば見積りを取ったりということもございます。そういったものを積極的に現場に応じたやり方をしましょうというところで進めておりますので、 引き続き現場のほうにはそういった周知も含めてやっていきたいと思ってございます。当 然自治体といったところにも情報を共有していくというところでございます。

## 【共通テーマ③】

#### 【議題】

建設キャリアアップシステムによる各種システムの統一的運用について

## 【趣旨】

技能者一人一人の就業履歴や保有資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場の効率化や適切な安全管理などにつながるシステムとして、建設キャリアアップシステム (CCUS) の運用が始まっています。

CCUSは、業界初の基本的なインフラとなるシステムとのことですが、現在、建設業界向けにほぼ同様のシステムが散在しており、元請総合工事業者ごとに使い分けなければならない状況にあります。

さらに、システム間のAPI連携は必ずしも十分ではなく、技能者登録を行うに当たって もシステムごとに同じような入力作業を繰り返し行わなければならないなど、事務の省力 化を図る上での大きな妨げとなっています。

CCUSによる各種システムの統一的運用を望むものであります。

## 【建設産業専門団体九州地区連合会 要望】

「建設キャリアアップシステムによる各種システムの統一的運用について」ということで、 先ほど全解工連の平様からも若干説明がありましたけれども、これはいろいろな安全管理 システム、技能者の登録とか施工体制とか、元請さんによっても全くばらばらなのが実態で ございます。だから、キャリアアップシステムのほうで、例えば技能者登録なら技能者登録 をしてしまえば、ほかの全てのシステムのプラットフォームみたいにしていただいて、ほか のシステムが簡単に利用できるような統一的な運用をしていただきたい。実際非常に困っています。人手も足らない中で、非常にこれシステムが大変なので、そこら辺りの実態を今日九鳶連から大変な実態を御説明していただければと思います。

# 【九州鳶土工工事業連合会 要望】

今のテーマについて、先ほども少し意見がありましたけれども、各種システムの統一化が、全体的に各ゼネコンさんでシステムが全く違います。それで、全体的な専門職としましては、簡単に言いますと安全書類に関してもグリーンサイト、WIZDOM、ビルディー、いろいろなサイトがあります。そこでやはり現在は担い手の確保、業界的にはそこに目を向けているのが結構多いと思うのですけれども、実際は専門職としては中の事務作業、これは 2024 年問題に関して結構事務作業が増えているというのが現実でございます。できたら私も、各種専門さんとかも数年前からなるべく日建連とか推奨で、その辺でシステムが統一化できたら業界的にも手間が少しずつ減るのかなと思っています。

また、さらに 2025 年の問題で、やはり団塊の世代の人たちで離職していく人がだんだん増えてくる年数となります。参考で言いますと、30 年前には高校生の卒業生が全国で 43 万人いまして、昨今は 13 万人です。約 30 年前から比べて高校生の入職率が 7 割減になっています。そういった点を建設業界的に雇用するというのはなかなか難しいところで、四苦八苦している経緯もありますので、できたら、業界が外に目を向けている部分もありますけれども、やはり中の事務的な仕事の量がどんどん増えていることが実態なので、その辺で潜在的にでも早い段階でシステムの統一化を推奨できたらいいかなと思っています。よろしくお願いいたします。

#### 【九州地方整備局建政部建設産業調整官 回答】

キャリアアップシステムにつきましては、先ほどの標準労務費と両輪で動かないと技能者の処遇改善、賃金アップにつながっていかないのかなと理解しておりまして、大変重要な課題だと認識しております。ちょっと話が出ましたので、すみませんけれども、またさっきの情報提供資料の59ページを御覧いただいてよろしいでしょうか。

キャリアアップシステムの最新の登録状況でございます。まず技能者の登録数は8月時 点で 150 万人を超えております。それから、事業者は 27.4 万社、就業履歴数は徐々に伸 びてきているところですけれども、8月は 450 万履歴とタッチ回数を書いてあるのですけ れども、単純に技能者の登録数で割りますと月3回しかタッチできていない状況という事 実が分かるというところでございます。

やはり現場の環境、タッチできるような機材が置かれていない、あとは技能者さんのタッチしてもしょうがないのではないかという意識の違い、そういったことも影響しているのかなというところもあって、次の 60 ページ、利用拡大に向けた3か年計画を立てているところでございまして、今後はメリット拡大フェーズ、この中の1つに、2番目に書いてあります「CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化」というところで、先ほどのようなお話が出てきているところでございます。

ただ、これは今現在、振興基金に聞きますと、API連携、各システムと連携しているのが 15 社の 16 システムと連携していると言っているのですけれども、これは連携していると言いつつ、その使い勝手といいますのは、先ほどおっしゃったように完全にCCUSがデータベース化、プラットフォーム化しているわけではないと。ただ、それぞれのシステムを活用しながらCCUSのデータも使っていきましょうというような形になっているのが実態なのかなと思っています。

これに関しまして、65ページをお開きいただきますと、今CCUSの運営協議会が開かれておりまして、その中で、ここに書いてありますように、CCUSを使っている事業者さんが登録しているCCUSのデータをそのままほかのシステムでも活用できるように、ほかのシステムがCCUSをプラットフォームとしてそこにデータを取りに行って、下請の事業者さんはCCUSに登録しさえすればいいのだよというような方向性を持って、実は今度CCUSシステムの更新時期が数年後に参ります。その更新時期に向けて今いろいろ検討、こういった改善の検討、私も一回CCUSの活用現場を見に行かせていただいたのですけれども、物すごく使い勝手が悪いと。施工体制台帳もCCUSなんか使っていませんよ、元請さんとかのそれぞれのシステムを使ってやっていますよという話で、何のためにやっているか分からないという話も確かに出ました。

なので、そういった要望がたくさん上がってきている中で、今後はこういったシステム の改良をしっかり御意見を伺いながらやっていくということで聞いております。また、そ ういった御意見がありましたら、お伝えいただければこちらのほうからも担当部署にお伝 えしていきたいと思っておりますので、そこは御理解いただければと思います。よろしく お願いいたします。